

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	改葬の認可	
処 分 の 概 要	墓地等の使用者からの申請に基づき、遺骨の移動に伴う改葬を許可する。	
根 拠 法 令 名	墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標 準 処 理 期 間	計	1日
判 断 基 準	墓地, 埋葬等に関する法律施行規則に基づき審査を行う。	
【根拠法令等】		
墓地, 埋葬等に関する法律		
<p>第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>		
墓地, 埋葬等に関する法律施行規則		
<p>第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)</p> <p>二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)</p> <p>三 埋葬又は火葬の場所</p> <p>四 埋葬又は火葬の年月日</p> <p>五 改葬の理由</p> <p>六 改葬の場所</p> <p>七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)</p> <p>二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本</p> <p>三 その他市町村長が特に必要と認める書類</p>		

第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

手続の流れ

